

厚生労働大臣の定める掲示事項

令和 6 年 11 月 1 日現在

1. 入院基本料について

- (1) 当院の地域包括ケア病棟では、1 日に 13 人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しております。
 - (2) 当院の特殊疾患病棟では、1 日に 18 人以上の看護要員（看護師及び准看護師及び看護補助者）が勤務しております。
 - (3) 当院の療養病棟では、1 日に 13 人以上の看護職員（看護師及び准看護師）と 13 人以上の看護補助者が勤務しております。
- 看護職員 1 人当たりの受け持ち数につきましては各病棟に詳細を掲示しております。

2. 入院診療計画書、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制について

当院では、入院の際に医師を始めとする関係職員が共同して、患者様に関する診療計画を策定し、7 日以内に文書によりお渡ししております。また厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制の基準を満たしております。

3. 関東信越厚生局への届出事項

(1) 入院時食事療養及び入院時生活療養について

入院時食事療養／生活療養（I）を算定すべき食事療養の基準に係る届出を行っております。

（食）第 7 3 3 号

当院は、入院時食事療養費に関する特別管理により食事の提供を行っており、療養のための食事は管理栄養士の管理の下に、適時（夕食については午後 6 時以降）、適温で提供しております。

(2) 基本診療料の施設基準に係る届出

- ◆地域包括ケア入院医療管理料 1 (43 床) 看護職員配置加算 看護補助者配置加算 (地包ケア 1) 第 2 6 号
- ◆特殊疾患病棟入院料 1 (58 床) (特疾 1) 第 1 7 号
- ◆療養病棟入院基本料 1 (2 棟・82 床) 在宅復帰機能強化加算、経腸栄養管理加算 (療養入院) 第 1 7 3 1 号
- ◆診療録管理体制加算 3 (診療録 3) 第 1 3 3 号
- ◆療養病棟療養環境加算 1 (療養 1) 第 6 9 号
- ◆医療安全対策加算 2 地域連携加算 (医療安全 2) 第 2 8 6 号
- ◆感染対策向上加算 3 連携強化加算 (感染対策 3) 第 6 9 号
- ◆機能強化加算 (機能強化) 第 8 6 4 号
- ◆データ提出加算 (データ提) 第 1 9 2 号
- ◆入退院支援加算 1 入院時支援加算 (入退支) 第 1 7 4 号
- ◆認知症ケア加算 1 (認ケア) 第 1 7 9 号
- ◆医療 DX 推進体制整備加算 第 1 0 3 1 号

(3) 特掲診療料の施設基準に係る届出

- ◆糖尿病合併症管理料 (糖管) 第 1 4 号
- ◆がん性疼痛緩和指導管理料 (がん疼) 第 8 8 号
- ◆がん患者指導管理料イ (がん指イ) 第 8 5 号
- ◆がん患者指導管理料ロ (がん指ロ) 第 7 3 号

- ◆糖尿病透析予防指導管理料 (糖防管) 第96号
- ◆外来腫瘍化学療法診療料2 (外化診2) 第3号
- ◆がん治療連携指導料 (がん指) 第560号
- ◆薬剤管理指導料 (薬) 第367号
- ◆別添1の「第14の2」の1の(2)に規定する在宅療養支援病院 (支援病2) 第7号
- ◆在宅時医学総合管理料又は特定施設入居時等医学総合管理料 (在医総管) 第829号
- ◆在宅がん医療総合診療料 (在総) 第771号
- ◆在宅患者訪問看護・指導料の注16に規定する専門管理加算 (訪看専) 第6号
- ◆検体検査管理加算(1) (検I) 第151号
- ◆時間内歩行試験及びシャトルウォーキングテスト (歩行) 第37号
- ◆CT撮影及びMRI撮影 (C・M) 第672号
- ◆外来化学療法加算2 (外化2) 第36号
- ◆運動器リハビリテーション料(Ⅱ) (運Ⅱ) 第536号
- ◆呼吸器リハビリテーション料(Ⅱ) (呼Ⅱ) 第58号
- ◆脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅲ) (脳Ⅲ) 第161号
- ◆摂食機能療法の注3に規定する摂食嚥下機能回復体制加算3 (摂嚥回3) 第4号
- ◆ペースメーカー移植術、ペースメーカー交換術 (ぺ) 第190号
- ◆医科点数表第2章第10部手術の通則の16に掲げる手術 (胃瘻造) 第155号
- ◆胃瘻増設時嚥下機能評価加算 (胃瘻造嚥) 第114号
- ◆麻酔管理料(Ⅰ) (麻管) 第139号
- ◆入院ベースアップ評価料22 (入べ22) 第2号

外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)(在べⅠ)第169号

(4) その他の届出

- ◆酸素の購入単価

4. 明細書の発行状況に関する事項

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を推進していく観点から領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行することとしております。

明細書には、使用した薬剤の名称や行った検査の名称が記載されます。ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

5. 保険外負担に関する事項

当院では、個室使用料、紙おむつ代、各種診断書料などにつきまして、その利用日数、使用量、利用回数等に応じた実費のご負担をお願いしております。(詳細は別紙料金表)